

日本労働年鑑 第51集 1981年版
The Labour Year Book of Japan 1981

第三部 労働政策

VIII ILO

3 総会と主要な会議

2 主要な会議

条約・勧告という形式での一般的な国際労働基準を設定する総会のほか、地域基準や産業基準を設けるための会議も開かれた。ヨーロッパ地域、皮革製靴産業、内陸運輸、石油産業などに関するものがそれである。

ヨーロッパ地域会議

第三回ヨーロッパ地域会議は、一九七九年一〇月、ヨーロッパ三〇カ国の政労使の代表・顧問四〇〇人が参加してジュネーブで開かれた。会議は、事務局長報告、若年労働者、労働条件・労働環境改善の三議題を審議し、これらの議題に関する決議のほか社会保障、企業管理と作業編成、結社の自由と労働組合権などに関する七決議を採択した。事務局長報告は一九八〇年代の課題として「成長、構造変化、労働力政策」をとりあげたもので、各国代表はこの報告をめぐってそれぞれの立場からの意見を述べた。

【若年労働者】

若年者に対して職業生活や社会生活に入るための十分な準備を与えるような数々の措置がとられてきたがまだ問題は残されている。現在ヨーロッパでは職業指導システムの開発と改善が必要とされているが、この職業指導に関しては個人の将来に関する長期的見通しに即して実施されるべきであり、若年労働者が入職した後も当初の何年かは継続されるべきである。

【労働条件】

ILOは、加盟国による条約批准を促進し、適用を確保するため、加盟国への援助を強化すべきである。これに関連して、ILOが最近着手した国際安全衛生危険警報システムの本格的活動を急ぎ、会議、研修旅行、調査活動などによって、ヨーロッパにおける国際協力の促進に努めるべきである。

【結社の自由】

ヨーロッパには結社の自由の原則が生かされていない国がある。これは大問題だから、ILOは次の措置をとるべきである。結社の自由・労働組合権の侵害に関する提訴を迅速に処理すること、意見と経験の交流を目的として、ヨーロッパの労働組合事情と労使関係の分析を行うこと。

皮革製靴会議

皮革製靴産業三者構成技術会議は、一九七九年一二月、日本をはじめ二五カ国の三者代表・顧問二〇〇人が出席してジュネーブのILO本部で開かれた。会議は、一般報告、技術選択と国際貿易の変化の雇用におよぼす影響、技術進歩の労働条件と作業環境への影響、の三議題を審議、後二者に関する結論を採択したほか、児童労働、多国籍企業、家内労働、ILO基準の遵守、皮革産業の分野における今後のILO活動などに関する六決議を採択した。

三者構成技術会議と称する会議は、化学、鉄鋼、石油など一〇の産業別に設けられている常設の産業委員会に準ずるもので、これまで、ホテル・レストラン、食品、木工、衣料、印刷などの産業別に開かれてきた。この会議に出席する労使代表の費用は産業委員会と同様ILOが負担している。また会議の決定事項は理事会の議をへて関係国の政労使三者に通報され、その主旨を国内法や団体協約にとり入れることが希望される。今回の皮革製靴会議は第二回目。

内陸運輸委員会

第一〇回内陸運輸委員会は、一九八〇年一月、日本など二九カ国の三者代表二五〇人が参加してジュネーブで開かれ、鉄道労働者の訓練と再訓練、鉄道運輸における労働条件、の両議題に関する結論を採択したほか、運輸産業における労働組合権などに関する八決議を採択した。

訓練・再訓練に関する結論は、技術革新にともなう鉄道労働者の技能上の問題、モジュール訓練、シュミレーション・モデルなどに関する示唆をおこなったのち、つぎのようなILO活動を要請した。ILOは訓練関係の情報収集と広報活動のなかで、鉄道のように急速に変化する産業の情報の必要、ことに調査グループの設置により鉄道員の各種の職業訓練制度の指針の作成に留意すべきである。また労働条件に関する結論は、一般的事項、労働時間・休憩時間および休暇、報酬、福祉、労働安全衛生、ILO活動の六章三一項にわけて詳細に規定し、この分野における情報の収集と配布のためILOがその活動を強化することが求められた。さらに労働組合権に関する決議は、加盟国が八七号、九八号の両条約の原則を尊重するよう求めた。

石油委員会

第九回石油委員会は、一九八〇年四月ジュネーブで開かれ、日本からも政労使三者の代表・顧問が出席した。この会議は、米国がILOに再加盟してからはじめて参加したILO会議であるという点で、歴史的な意味をもつものであった。委員会は、訓練、労働条件の両議題に関する結論と、今後のILO活動、労働組合承認、に関する二決議を採択した。

【訓練】

途上国の石油産業の労働者の資質を高め、生産性向上をはかるためには生涯にわたる継続的な教育と訓練が不可欠である。途上国は、国内の石油産業の運営を自力で行おうとしているから、石油産業労働者の資質向上がますます急務になっている。沖合作業にたずさわる労働者と下請の労働者を対象とする基礎訓練・導入訓練には、とくに注意を払わなければならない。技術者の訓練に当っては、不断の技術移転に対応し、新技術の採用・開発ができるだけの知識と技術を持たせることを目的とすべきである。

【労働条件】

海底油田の掘削や操業など、新しい技術の導入のため、新しい災害や職業病が生じており、危険有害要因を明らかにし、労働者を保護する方法について調査研究を進め

なければならない。他方、異常な長時間労働や反社会的な労働時間、時間外労働、夜業について、技術進歩とからめて再検討を行うべきである。この場合、とくに激しい労働の心身両面の負担を軽減することが、とりわけ重視されるべきである。

【労働組合承認】

石油労働者が、政府または公私の石油企業の利用者から干渉を受けることなく、自らの選ぶ自由にして独立した労働組合により代表される権利を持つことを再確認し、八七号、九八号の両条約を批准し、完全適用するよう政府に要請する。

日本労働年鑑 第51集 1981年版
発行 1980年11月25日
編著 法政大学大原社会問題研究所
労働旬報社
* * * *年 * * 月 * * 日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1981年版(第51集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
